四日市市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第34号

四日市市会計規則の一部を改正する規則

四日市市会計規則 (昭和39年四日市市規則第25号) の一部を次のように改正する。

		改正後		
別表第1(第4条	その3及び第4条	の 5 関係)		
委任等を受け	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
る事務の範囲	(略)			
設置箇所	出納員になる	現金取扱員に	物品取扱員と	審査補助員と
	べき者	なるべき者	なるべき者	なるべき者
(略)				
四日市公害と	副館長		所属の長が指	所属の長が指
環境未来館			名した庶務担	名した庶務担
			当の係長相当	当の係長相当
			職以上の職員	職以上の職員
食肉センター	農水振興課長	場長	場長	場長
食肉地方卸売				
市場				
(略)				
三浜文化会館	文化振興課長	所属の長が指		
		名した庶務担		
		当の係長相当		
楠交流会館	市民生活課長	職以上の職員		
市政情報セン	総務課長			
<u>9 —</u>				
市民・消費生	市民生活課長	室長		

活相談室			
小学校	校長	校長が指名し	校長が指名し
		た学校事務員	た学校事務員
(略)			

		改正前		
	 条の3及び第4条	の 5 関係)		
委任等を受け	出納員	現金取扱員	物品取扱員	審査補助員
る事務の範囲	(略)			1
設置箇所	出納員になる	現金取扱員に	物品取扱員と	審査補助員と
	べき者	なるべき者	なるべき者	なるべき者
(略)		•	•	
四日市公害と	副館長		所属の長が指	所属の長が指
環境未来館			名した庶務担	名した庶務担
			当の係長相当	当の係長相当
多文化共生推	市民生活課長	室長	職以上の職員	職以上の職員
<u>進室</u>				
食肉センター	農水振興課長	場長	場長	場長
食肉地方卸壳				
市場				
(略)				
三浜文化会館	文化振興課長	所属の長が指		
		名した庶務担		
		当の係長相当		
		職以上の職員		
小学校	校長		校長が指名し	校長が指名し
			た学校事務員	た学校事務員

附則

この規則は、平成29年12月27日から施行する。

(会計管理室)